

第64期

事業報告

自 平成28年4月 1日
至 平成29年3月31日

株式会社 S Y S K E N
代表取締役社長 福元 秀典

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益は堅調に推移し、雇用所得や設備投資についても緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら新興国経済の減速に加え米国大統領の政策運営による世界経済への影響についての不確実性から一部不透明感が残るものとなりました。

当社グループにおきましては、主な事業領域であります情報通信分野における調達コストの削減に向けた取り組みがより一層加速する一方で、LTEなどの高速無線ブロードバンドサービスを活用したモバイル端末の技術革新、また東京オリンピック・パラリンピックの開催を展望し、ネットワーク環境の設備拡充、社会インフラの整備など多様な投資の拡大が期待されています。

このような状況の中、平成28年4月14日から発生した「平成28年熊本地震」により当社グループの主な事業エリアであります熊本・大分地域の情報通信設備が大きな被害を受けましたが、情報通信設備の復旧工事に最優先で取組み、概ね完了いたしました。この結果、当社グループにおける当連結会計年度の受注につきましては、情報電気通信工事の受注が増加したことにより、受注高は278億7千万円（前連結会計年度比109.8%）となりました。

連結経営成績につきましては、情報電気通信工事及び総合設備工事の完成工事が増加したことにより、売上高は278億9千9百万円（前連結会計年度比104.5%）となりました。

また、利益につきましては情報電気通信工事の原価率低減が大きく寄与し、営業利益は9億6千1百万円（前連結会計年度比114.0%）、経常利益は11億8千8百万円（前連結会計年度比115.3%）、親会社株主に帰属する当期純利益は7億5千5百万円（前連結会計年度比95.7%）となりました。なお、親会社株主に帰属する当期純利益の減少は、「平成28年熊本地震」の災害による損失の計上によるものです。

受注高、売上高及び繰越高の状況は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度繰越高	当連結会計年度受注高	当連結会計年度売上高	翌連結会計年度繰越高
情報電気通信事業	6,639	19,020	18,379	7,280
総合設備事業	2,307	5,436	6,088	1,655
その他	20	3,413	3,431	2
合計	8,967	27,870	27,899	8,938

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において当社グループが実施しました設備投資の総額は、2億2千7百万円であります。

その主なものは、当社御船事務所建物等1億3千6百万円であります。

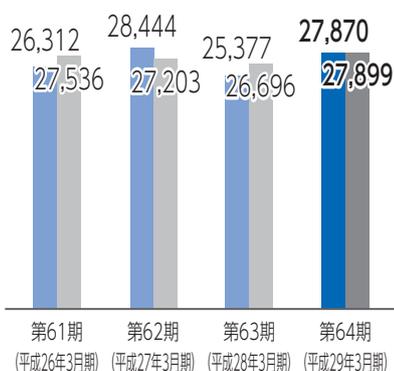
なお、設備資金はすべて自己資金にて賄っております。

(3) 資金調達の状況

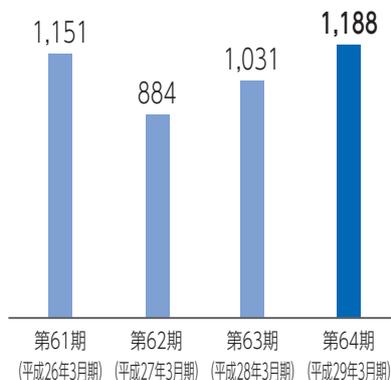
特記すべき事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況

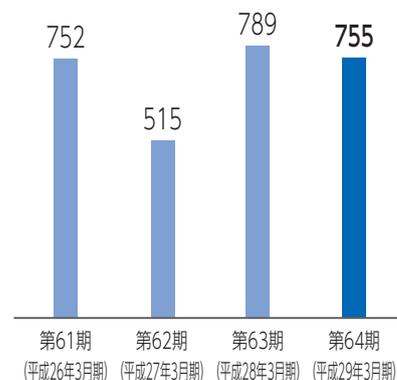
受注高/売上高 (単位：百万円)



経常利益 (単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



区 分		第61期 (平成25年度)	第62期 (平成26年度)	第63期 (平成27年度)	第64期 (当連結会計年度) (平成28年度)
受注高	(百万円)	26,312	28,444	25,377	27,870
売上高	(百万円)	27,536	27,203	26,696	27,899
経常利益	(百万円)	1,151	884	1,031	1,188
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	752	515	789	755
1株当たり当期純利益	(円)	59.65	40.26	60.92	58.25
純資産	(百万円)	9,574	10,239	10,868	11,730
1株当たり純資産額	(円)	753.15	793.86	837.48	903.99
総資産	(百万円)	20,273	20,421	21,306	22,360

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
西日本電材株式会社	40	100	電気通信材料・工具の販売並びに通信機器リース
株式会社システムニシツウ	40	100	システム導入のコンサル、開発並びにIT機器の販売、構築、設定
明正電設株式会社	25	100	電気通信工事の施工

(6) 対処すべき課題

当社グループは、当連結会計年度が現中期経営計画の最終年度であることから、新中期経営計画（2017年度～2020年度）の策定にあたり、当社グループの「目指すべき姿」「あるべき姿」を明確にするため、社是を始めとした企業理念を見直し、新たな「企業理念」「行動指針」を制定するとともに、新中期経営計画の「経営方針」を策定しました。これにより、当社グループは原点に立ち返り、グループ一体となり諸課題を克服していくことにより、新たなSYSKENグループ作りを目指していくこととします。

・企業理念

我社は「最大の誠意」「最良の技術」「最高の品質」により社会の発展に貢献する

・行動指針

私たちは、

- 一、熱意と工夫によりプロフェッショナルを目指します
- 一、お客様へ期待を上回る価値を提供します
- 一、万全の準備と細心の注意により事故0を目指します
- 一、日々の改善とチーム力によりコスト削減を図ります
- 一、コンプライアンスを最優先事項として徹底します

・経営方針

わくわく チャレンジ！ 2020

《アスリートが2020年のオリンピックという夢の舞台に向け努力・チャレンジを積み重ねるように、S Y S K E Nグループ全社員は新たな発想・大胆な行動により、様々なことに努力・チャレンジしていきます》

当社グループを取り巻く事業環境は、今後のコアビジネスである総合設備事業分野が熾烈な競争環境下にあります。また、現在の収益の大半を占める情報電気通信事業分野における受注は遞減傾向が継続すると想定されるなど、厳しい状況にあります。しかしながら、従業員一人ひとりが、各分野において何をすべきか考え、様々なことにチャレンジすることにより「真のプロフェッショナル」として、お客様・地域社会へ「ONLY ONE」の商材、「No.1」の技術力・サービスをご提供し、信頼される会社作りを目指していくことにより、新中期経営計画の達成、ひいては当社グループの持続的成長に向け取り組んでいくこととします。

引き続き、株主の皆様におかれましては、一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(ご参考)

コーポレートガバナンスに関する基本的考え方

当社グループは、企業の社会的責任を果たすためには、コーポレートガバナンスの充実が重要であると認識し、各ステークホルダーとの適切な関係を維持しつつ、透明・公正かつ効率性の高い経営を実現するため、コーポレートガバナンスの充実に取り組みます。

当社グループのコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方の詳細や「コーポレートガイドライン」は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sysken.co.jp>) に掲載しております。

(7) 主要な事業内容

事業区分	事業内容
情報電気通信事業	NTTグループ等からの通信設備工事の受注を主体とし、他に一部自治体等からも受注する情報電気通信関連のインフラ構築事業
総合設備事業	民間企業及び官公庁等からの受注を主体とした通信設備工事、電気設備工事等による総合設備事業
その他	通信機器・太陽光発電システム等の商品販売事業等

(8) 主要な営業所

① 当社

本 社	熊本市中央区
熊本支店	熊本支店（熊本県上益城郡） 八代営業所（熊本県八代市） 天草営業所（熊本県天草市）
大分支店	大分支店（大分県大分市） 中津営業所（大分県中津市）
宮崎支店	宮崎支店（宮崎県宮崎市） 延岡営業所（宮崎県延岡市） 都城営業所（宮崎県都城市）
—	東京支社（東京都品川区）
—	関西支店（大阪市中央区）
—	広島支店（広島市南区）
—	福岡支店（福岡市早良区）
—	北九州支店（北九州市小倉北区）
—	長崎支店（長崎県長崎市）
—	佐賀支店（佐賀県佐賀市）
—	鹿児島支店（鹿児島県鹿児島市）

② 子会社

西日本電材株式会社	熊本市中央区
株式会社システムニシツウ	福岡市南区
明正電設株式会社	熊本県上益城郡

(9) 使用人の状況

① 当社グループの使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
情報電気通信事業	505名	27名 減
総合設備事業	190	18名 増
その他	133	1名 減
全社 (共通)	49	5名 増
合計	877	5名 減

(注) 使用人数は就業員数であり、嘱託社員及び臨時従業員は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
571名	増減なし	41.4歳	15.1年

(注) 使用人数は就業員数であり、嘱託社員及び臨時従業員は含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入額 (百万円)
株式会社肥後銀行	2,120
株式会社十八銀行	310
株式会社りそな銀行	150
株式会社みずほ銀行	150
株式会社西日本シティ銀行	150

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 48,400,000株
(2) 発行済株式の総数 13,100,000株 (自己株式104,396株を含む)
(3) 当事業年度末の株主数 1,422名
(4) 上位10名の株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
SYSKEN従業員持株会	1,229,178	9.45
第一生命保険株式会社	851,000	6.54
日本生命保険相互会社	672,150	5.17
株式会社肥後銀行	598,945	4.60
みずほ信託銀行株式会社	435,000	3.34
住友生命保険相互会社	403,000	3.10
西部電気工業株式会社	281,602	2.16
NDS株式会社	270,000	2.07
株式会社ミライト・テクノロジーズ	260,000	2.00
株式会社りそな銀行	259,000	1.99

(注1) 持株比率の計算において、自己株式104,396株を控除しております。

(注2) 第一生命保険株式会社は、平成28年10月1日付で会社分割により持株会社へ移行し、商号を第一生命ホールディングス株式会社に変更しております。なお、同社は保有する全ての当社株式を同社の完全子会社である第一生命保険株式会社に承継しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	福元 秀典		
常務取締役	東 伸之	NTT本部長 (兼)施工本部長 (兼)安全品質管理本部長	明正電設(株)取締役 九州通信産業(株)取締役 九州電機工業(株)取締役
常務取締役	梅田 敏雄	経営管理本部長 (兼)大分支店長	西日本電材(株)取締役
取締役	岩下 鉄雄	営業本部長	西部通信工業(株)取締役
取締役	吉田 順一	経営管理本部 副本部長 (兼)総務部長	(株)システムニシツウ取締役 九州ネクスト(株)取締役
取締役	村上 一成	施工本部アクセス部長 (兼)技術開発部長	(株)シスニック取締役
取締役	寺守 浩一	宮崎支店長	
取締役相談役	柏尾 敬秀		
取締役	竹中 潮		竹中・本田法律事務所 弁護士
取締役	後藤 久美子		司法書士法人アシスト代表社員
常勤監査役	西 亮至		
常勤監査役	尋木 清人		
監査役	福田 稔		熊本県医師会 会長

- (注) 1. 取締役竹中潮氏及び後藤久美子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
2. 常勤監査役西亮至氏及び監査役福田稔氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、監査役福田稔氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
3. 常勤監査役西亮至氏は、過去において当社のメインバンクであります(株)肥後銀行に在籍しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 九州ネクスト(株)、九州電機工業(株)及び九州通信産業(株)は当社と持分法適用関連会社という関係にあります。
5. 西日本電材(株)、明正電設(株)、(株)システムニシツウ、西部通信工業(株)及び(株)シスニックは当社と連結子会社という関係にあります。
6. 取締役宮崎支店長寺守浩一氏は、平成29年3月31日をもって、辞任により退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る役員報酬等の総額

区分	支給人員 (名)	報酬等の額 (百万円)
取締役 (うち社外取締役)	13 (2)	151 (6)
監査役 (うち社外監査役)	4 (2)	25 (14)
合 計 (うち社外役員)	17 (4)	176 (21)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、直前の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名及び監査役1名を含んでおります。なお、当事業年度末日現在の会社役員の人数は、取締役10名(うち社外取締役2名)及び監査役3名(うち社外監査役2名)であります。
2. 監査役尋木清人氏は、第63回定時株主総会終結の時をもって取締役を退任した後、監査役に就任したため、報酬等の額と員数につきましては、監査役在任期間は監査役に、取締役在任期間は取締役に含めて記載しております。
3. 上記には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額24百万円(取締役22百万円、監査役1百万円)を含めております。
5. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第54回定時株主総会において年額2億60百万円以内(ただし使用人分給与は含まない)と決議いただいております。
6. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第54回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役福田稔氏は、熊本県医師会の会長であります。当社は、熊本県医師会とは特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	竹 中 潮	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回(100%)に出席し、適宜必要な発言を行っております。
取締役	後 藤 久美子	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回(100%)に出席し、適宜必要な発言を行っております。
監査役	西 亮 至	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回(100%)、監査役会10回のうち10回(100%)に出席し、適宜必要な発言を行っております。
監査役	福 田 稔	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回(100%)、監査役会10回のうち10回(100%)に出席し、適宜必要な発言を行っております。

(注) 当社は、取締役会に上程される決議事項及び報告事項について、社外役員に事前に内容を説明し、確認を得ております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額 (百万円)
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	32
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	32

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査の適正性及び信頼性を確保するため、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視し、検証しております。

また、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、会計監査人の職務の遂行に支障を来すおそれが生じた場合には、会計監査人から適時に報告を受けることとしております。

それらの結果として、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の監査品質、監査実施の有効性及び効率性等を勘案し、再任または不再任の検討を毎年実施いたします。会計監査人の不再任に関する株主総会の議案の内容を決定した場合、監査役会が選定した監査役は、株主総会にてその議案について必要な説明をいたします。

6. 業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、法令、定款等の遵守を目的として、企業理念及びSYSKENグループ企業倫理行動宣言を定め公開しており、取締役は自らが率先垂範する。
- ② 取締役会によって取締役の職務の執行を監視する。
- ③ 内部統制及びコンプライアンス体制を整備・推進するため、内部統制委員会及びコンプライアンス委員会を設置し、定期的を開催する。
- ④ 当社は、反社会的勢力との関係を排除するとともに、反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る以下の文書その他の重要な情報につき、当社の社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。

- ① 株主総会議事録と関連資料
- ② 取締役会議事録と関連資料
- ③ その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営全般に関する損失の危機については、定期開催の経営戦略会議に適時な情報提供を行うことにより、適切な対策を議論し、最終的には取締役会で必要な対策を決定している。また、品質・労働安全衛生・情報セキュリティに関しては国際規格の認証を受け、そのマネジメントシステムの考え方を反映した各種マニュアルを制定し、運用、管理するとともに、適切に実施されているか審議するために「マネジメントシステム委員会」を設けている。

内部監査部門は監査実施計画及び監査実施方法を定め、内部監査規則に従い、関係部署と協力し危機管理状況等について監査し、社長及び監査役に報告する。

また子会社の損失の危機の管理に関しても、リスク管理規程を運用するとともに、当社の取締役会においてもリスクを報告しグループ全体で管理を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を原則として毎月1回開催とし、更に必要に応じ随時取締役会を開催しており、経営の基本方針及び業務執行に関する重要事項の決定を行うとともに、各取締役相互に職務執行状況を監督する。また、全取締役と主要部門の責任者で構成する経営会議を開催し経営戦略並びに重要な業務執行等の審議決定を行う。業務運営については、将来の事業環境等を踏まえ中期経営計画並びに各年度予算を立案し全社的な目標を設定する。各担当部門においては、目標達成に向けて取組みを図る。

子会社においても、年4回の定時取締役会の他、必要に応じ臨時取締役会を開催し、経営の基本方針及び業務執行に関する重要事項の決定を行うことにより、各取締役相互に職務執行状況を監視することで効率的な職務の執行ができる体制とする。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社は、グループコンプライアンス規則を制定の上、コンプライアンス全体を統括する組織として、「SYSKENコンプライアンス委員会」を設置している。コンプライアンスの推進については、業務の専門化、高度化に伴い、発生が懸念される不正・不祥事の予防に努めるとともに、倫理観の醸成に資するべく、機会をとらえ企業倫理に関する社員教育等を通じ指導する。

また、当社は、相談・通報体制を設け、役員及び社員等が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、「SYSKENヘルプライン（相談窓口）」を通じてコンプライアンス推進室長等に通報（匿名も可）しなければならないと定めている。会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わない。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の経営については、その自主性を尊重するとともに、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行い、子会社の取締役会にて協議すること等により、子会社の取締役の職務の執行の効率を確保する。

なお、子会社を取締役会設置会社とし、当社の役職員が取締役等に就くことにより、当社が子会社の業務の適正を監視できる体制とする。

なお、当社内部監査部門は、子会社に対して定期的な監査を行い、報告等については当社監査役へも行う。また、関連会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、知見を十分に有する使用人を置くこととする。
- ② 職務を補助すべき使用人は、監査役の指示に従いその職務を行うこととする。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定には予め常勤監査役の事前の同意を得る。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。また、常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとする。

子会社についても、その取締役及び使用人等が当社の監査役に報告を行う体制とする。

なお、監査役に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制とする。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役が代表取締役に対する独立性を保持しつつ適正かつ実効的な監査を行える体制とする。

なお、監査役は監査の実施にあたり必要と認めるときは、内部監査部門、会計監査人及び子会社の監査役との連携を図るとともに、代表取締役との定期的な情報交換等を行っていくこととする。
- ② 監査役の職務の執行について生ずる費用については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該監査役の請求等に従い処理を円滑に行い得る体制とする。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社グループは金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を企業基盤強化のインフラ整備の一環として位置づけ、財務報告の信頼性を確保するために、当該財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用及び評価を適切に実施するための体制を整備する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 重要な会議、内部統制委員会の開催状況

取締役会において経営の基本方針及び業務執行に関する重要事項を決定するとともに、各取締役相互に職務執行状況を監督しております。また、経営に関する重要事項についてタイムリーかつ適切な経営判断を行うためには、各取締役に迅速な情報提供が必要であることから、当事業年度より取締役会を毎月開催とすることにより、取締役相互の情報共有の機会を増やし、当事業年度は計13回の取締役会を開催しております。また、定期開催の経営戦略会議についても、監査役や各支店長等を構成員に加えることにより、適切な助言を受けると同時にタイムリーな審議が出来る体制としております。

監査役会は10回開催しており、監査方針を定め、各監査役はそれに従って取締役会、経営会議（当事業年度は4回開催）などの重要な会議に出席し、それとともに各部各支店及びグループ会社の監査を実施し、取締役の職務執行を監視しております。

内部統制委員会は3回開催しており、内部統制に係る基本方針及び内部統制監査計画の検討及び実施状況の報告を行い、情報共有を行っております。

(2) 当社グループにおけるリスクマネジメント

品質・労働安全衛生・情報セキュリティについて、マネジメントシステム委員会を1回開催し、リスクの識別や分析を行うとともに情報交換及び見直し審議を行っております。

内部監査部門は監査実施計画及び重点監査項目に基づいて各部各支店及びグループ会社の監査を実施し、認識されたリスクについて改善指導を行うとともに社長及び監査役に報告しております。

(3) コンプライアンスに関する取組み

コンプライアンス委員会を4回開催しており、コンプライアンスの状況の確認と情報共有を行っております。また、定期的にコンプライアンス研修（当事業年度は21回開催）を実施し、グループ全体のコンプライアンス意識の向上を図っております。

第64期

附属明細書（事業報告関係）

自 平成28年4月 1日
至 平成29年3月31日

株式会社SYSKEN

代表取締役社長 福元 秀典

会社役員その他の会社の業務執行取締役等との兼務状況の明細

(他の法人等の業務執行取締役等との重要な兼職の状況)

区分	氏名	兼職先	兼職の内容	関係
取締役	東 伸之	明正電設株式会社	取締役	連結子会社
		九州通信産業株式会社	取締役	持分法適用関係会社
		九州電機工業株式会社	取締役	持分法適用関係会社
	梅田 敏雄	西日本電材株式会社	取締役	連結子会社
	岩下 鉄雄	西部通信工業株式会社	取締役	連結子会社
	吉田 順一	株式会社システムニシツウ	取締役	連結子会社
		九州ネクスト株式会社	取締役	持分法適用関係会社
	村上 一成	株式会社シスニック	取締役	連結子会社

第64期 連結計算書類

自 平成28年4月 1日

至 平成29年3月31日

1. 連結貸借対照表
2. 連結損益計算書
3. 連結株主資本等変動計算書
4. 連結注記表

株式会社 S Y S K E N

代表取締役社長 福元 秀典

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	11,698
現金預金	2,123
受取手形・完成工事未収入金等	8,019
商品	102
未成工事支出金	830
材料貯蔵品	291
繰延税金資産	143
その他	197
貸倒引当金	△8
固定資産	10,661
有形固定資産	5,977
建物・構築物	2,884
機械、運搬具及び工具器具備品	260
土地	2,817
その他	14
無形固定資産	221
投資その他の資産	4,462
投資有価証券	4,329
その他	151
貸倒引当金	△19
資産合計	22,360

科目	金額
負債の部	
流動負債	9,232
支払手形・工事未払金等	4,610
短期借入金	3,340
未払法人税等	146
未成工事受入金	87
賞与引当金	341
役員賞与引当金	37
完成工事補償引当金	2
工事損失引当金	44
その他	621
固定負債	1,397
退職給付に係る負債	1,176
その他	220
負債合計	10,629
純資産の部	
株主資本	11,271
資本金	801
資本剰余金	562
利益剰余金	9,941
自己株式	△33
その他の包括利益累計額	459
その他有価証券評価差額金	721
退職給付に係る調整累計額	△261
純資産合計	11,730
負債純資産合計	22,360

連結損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		
完成工事高	24,468	
その他の事業売上高	3,431	27,899
売上原価		
完成工事原価	21,560	
その他の事業売上原価	2,833	24,393
売上総利益		
完成工事総利益	2,908	
その他の事業総利益	597	3,506
販売費及び一般管理費		2,544
営業利益		961
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	62	
持分法による投資利益	59	
受取賃貸料	60	
その他	61	244
営業外費用		
支払利息	9	
その他	8	18
経常利益		1,188
特別利益		
投資有価証券売却益	26	26
特別損失		
災害による損失	121	121
税金等調整前当期純利益		1,093
法人税、住民税及び事業税	279	
法人税等調整額	57	337
当期純利益		755
親会社株主に帰属する当期純利益		755

連結株主資本等変動計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	801	562	9,328	△32	10,658
当期変動額					
剰余金の配当			△142		△142
親会社株主に帰属する当期純利益			755		755
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	612	△0	612
当期末残高	801	562	9,941	△33	11,271

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	588	△379	209	10,868
当期変動額				
剰余金の配当				△142
親会社株主に帰属する当期純利益				755
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	132	117	249	249
当期変動額合計	132	117	249	862
当期末残高	721	△261	459	11,730

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社 5社
西日本電材(株)、明正電設(株)、(株)システムニシツウ、西部通信工業(株)、(株)シスニック
- ② 非連結子会社 1社
(株)ミテック
非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を与えないため連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した関連会社 3社
九州通信産業(株)、九州電機工業(株)、九州ネクスト(株)
上記関連会社に対する投資については、持分法を適用しております。
- ② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社 2社
非連結子会社(株)ミテック、関連会社(有)電道
持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日はすべて3月31日であります。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

- イ. 有価証券
- ・満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)
 - ・その他有価証券
時価のあるもの 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの 移動平均法による原価法
- ロ. たな卸資産
- ・未成工事支出金 個別法による原価法
 - ・商品 最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)
 - ・材料貯蔵品 主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）当社及び連結子会社は定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ニ. 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づき計上しております。

ホ. 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

1社20年間の定額法により償却を行っております。ただし、金額が僅少な場合は発生年度に全額償却しております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ロ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、これによる連結計算書類に与える影響は軽微であります。

3. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	40百万円
土地	26百万円
投資有価証券	66百万円
計	133百万円

② 担保に係る債務

工事未払金	11百万円
短期借入金	365百万円
計	376百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,934百万円

5. 連結損益計算書に関する注記

災害による損失

災害による損失は、平成28年熊本地震に関連する損失であり、内訳は次のとおりであります。

建物・設備等の原状回復費用等	111百万円
建物・建物附属設備・備品の除却損	7百万円
その他復旧等に係る費用	1百万円
計	121百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	13,100千株	－千株	－千株	13,100千株

(2) 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	122千株	1千株	－千株	123千株

(注) 自己株式の増加1千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月23日 定時株主総会	普通株式	142	11	平成28年3月31日	平成28年6月24日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	155	12	平成29年3月31日	平成29年6月26日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入による方針であります。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規則に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を每期把握する体制としております。

投資有価証券は、取引関係の強化・維持のために保有する株式及び満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価及び発行体の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形・工事未払金等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。借入金は主に営業取引に係る資金調達であります。営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金預金	2,123	2,123	—
② 受取手形・完成工事未収入金等	8,019	8,019	—
③ 投資有価証券			
満期保有目的の債券	90	90	—
其他有価証券	2,639	2,639	—
④ 支払手形・工事未払金等	4,610	4,610	—
⑤ 短期借入金	3,340	3,340	—
⑥ 未払法人税等	146	146	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

① 現金預金、② 受取手形・完成工事未収入金等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

④ 支払手形・工事未払金等、⑤ 短期借入金、⑥ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額1,599百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、③投資有価証券には含めておりません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、熊本市その他の地域において、賃貸用の建物（土地を含む。）を有しております。平成29年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は37百万円であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
378	△11	367	558

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 903円99銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 58円25銭 |

第64期 計算書類

自 平成28年4月 1日
至 平成29年3月31日

1. 貸借対照表
2. 損益計算書
3. 株主資本等変動計算書
4. 個別注記表

株式会社 S Y S K E N
代表取締役社長 福元 秀典

計算書類

貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	9,466
現金預金	862
受取手形	141
完成工事未収入金	7,067
未成工事支出金	768
材料貯蔵品	297
前払費用	55
繰延税金資産	121
未収入金	138
その他	22
貸倒引当金	△8
固定資産	9,250
有形固定資産	5,757
建物	2,634
構築物	207
土地	2,660
その他	255
無形固定資産	220
ソフトウェア	182
その他	38
投資その他の資産	3,272
投資有価証券	2,759
関係会社株式	320
関係会社長期貸付金	123
破産更生債権等	14
その他	68
貸倒引当金	△14
資産合計	18,716

科目	金額
負債の部	
流動負債	8,445
支払手形	12
工事未払金	4,160
短期借入金	3,200
未払金	209
未払費用	112
未払法人税等	104
未払消費税等	190
未成工事受入金	66
預り金	48
賞与引当金	257
役員賞与引当金	24
完成工事補償引当金	2
工事損失引当金	44
その他	11
固定負債	963
長期未払金	19
退職給付引当金	620
繰延税金負債	230
その他	92
負債合計	9,408
純資産の部	
株主資本	8,595
資本金	801
資本剰余金	562
資本準備金	560
その他資本剰余金	2
利益剰余金	7,260
利益準備金	200
その他利益剰余金	7,060
固定資産圧縮積立金	297
別途積立金	6,000
繰越利益剰余金	762
自己株式	△28
評価・換算差額等	712
その他有価証券評価差額金	712
純資産合計	9,308
負債純資産合計	18,716

損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
完成工事高		24,182
完成工事原価		21,506
完成工事総利益		2,675
販売費及び一般管理費		1,963
営業利益		712
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	88	
受取賃貸料	93	
その他	36	218
営業外費用		
支払利息	8	
その他	6	15
経常利益		914
特別利益		
投資有価証券売却益	26	26
特別損失		
災害による損失	120	120
税引前当期純利益		820
法人税、住民税及び事業税	215	
法人税等調整額	61	277
当期純利益		543

株主資本等変動計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本										株主資本計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	
		資本準備金	その他剰余金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金計		
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	801	560	2	562	200	297	5,600	762	6,859	△28	8,195
当期変動額											
固定資産圧縮積立金の取崩						△0		0	-		-
別途積立金の積立							400	△400	-		-
剰余金の配当								△142	△142		△142
当期純利益								543	543		543
自己株式の取得										△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△0	400	0	400	△0	400
当期末残高	801	560	2	562	200	297	6,000	762	7,260	△28	8,595

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	581	581	8,776
当期変動額			
固定資産圧縮積立金の取崩			-
別途積立金の積立			-
剰余金の配当			△142
当期純利益			543
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	130	130	130
当期変動額合計	130	130	531
当期末残高	712	712	9,308

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

ロ. 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

ハ. その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

イ. 未成工事支出金 個別法による原価法

ロ. 材料貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づき計上しております。

⑤ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しております。

- ⑥ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- (4) 収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準
完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- ① 退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法とは異なっております。
- ② 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、これによる計算書類に与える影響は軽微であります。

3. 追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務	
① 担保に供している資産	
建物	40百万円
土地	26百万円
投資有価証券	66百万円
計	133百万円
② 担保に係る債務	
工事未払金	11百万円
短期借入金	365百万円
計	376百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	1,708百万円
(3) 保証債務	
① 借入保証	
西部通信工業（株）	90百万円
② 仕入保証	
西部通信工業（株）	11百万円
(4) 関係会社に対する金銭債権債務	
① 短期金銭債権	54百万円
② 長期金銭債権	123百万円
③ 短期金銭債務	898百万円
(5) 取締役及び監査役に対する金銭債務	
金銭債務	19百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
① 営業取引による取引高	
完成工事高	9百万円
仕入高	1,988百万円
外注費	2,225百万円
② 営業取引以外の取引高	59百万円

(2) 災害による損失

災害による損失は、平成28年熊本地震に関連する損失であり、内訳は次のとおりであります。

建物・設備等の原状回復費用等	110百万円
建物・建物附属設備・備品の除却損	7百万円
その他復旧等に係る費用	1百万円
計	120百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	103千株	1千株	-千株	104千株

(注) 自己株式の増加1千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金（78百万円）、退職給付引当金（189百万円）の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金（312百万円）、固定資産圧縮積立金（130百万円）であります。

なお、繰延税金資産から控除された金額（評価性引当額）は、76百万円であります。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、高所作業車等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員 兼任等	事業上 の関係				
子会社	明正電設(株)	25	電気通信工事の 施 工	直接所有 100.0	兼任1名	当社から 発注した 工事の施工	工事の発注	1,839	工事未払金	278
関連会社	九州通信産業(株)	45	電気通信用資材、 機器工具等の販売	直接所有 48.1	兼任1名	当社の工事 材料仕入先	材料の購入	1,251	工事未払金	360

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 明正電設(株)との価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉のうえ決定しております。

(注2) 九州通信産業(株)からの材料購入価格は、主に規格材料のため毎期価格交渉のうえ決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	716円26銭
(2) 1株当たり当期純利益	41円83銭

第 6 4 期

附属明細書（計算書類関係）

自 平成 2 8 年 4 月 1 日
至 平成 2 9 年 3 月 3 1 日

株式会社 S Y S K E N

代表取締役社長 福元 秀典

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
有形 固定 資産		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
	建物	2,566	221	4	149	2,634	963	3,597
	構築物	238	9	-	40	207	232	440
	土地	2,661	-	1	-	2,660	-	2,660
	その他	383	172	222	78	255	511	767
	計	5,850	403	228	268	5,757	1,708	7,465
無形 固定 資産	ソフトウェア	225	17	0	60	182	408	591
	その他	40	-	-	2	38	62	100
	計	265	17	0	62	220	471	691

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物の増加 技術センタ施設（熊本県上益城郡） 161百万円

2. 引当金の明細

科 目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
貸 倒 引 当 金	26	6	10	23
賞 与 引 当 金	261	257	261	257
役 員 賞 与 引 当 金	24	24	24	24
完 成 工 事 補 償 引 当 金	2	2	2	2
工 事 損 失 引 当 金	33	44	33	44
退 職 給 付 引 当 金	726	251	356	620

3. 販売費及び一般管理費の明細

科 目	金 額	摘 要
	百万円	
役 員 報 酬	151	
役 員 賞 与 引 当 金 繰 入 額	24	
従 業 員 給 料 手 当	584	
賞 与 引 当 金 繰 入 額	48	
退 職 給 付 費 用	52	
法 定 福 利 費	118	
福 利 厚 生 費	7	
業 務 委 託 費	145	
修 繕 維 持 費	3	
事 務 用 品 費	108	
通 信 交 通 費	89	
動 力 用 水 光 熱 費	9	
広 告 宣 伝 費	31	
交 際 費	18	
寄 付 金	10	
地 代 家 賃	28	
減 価 償 却 費	190	
租 税 公 課	122	
保 険 料	7	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	△ 3	
そ の 他	215	
計	1,963	

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月12日

株式会社 SYSKEN
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹之内 高 司 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池 田 徹 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社SYSKENの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SYSKEN及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月12日

株式会社 SYSKEN
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹之内 高 司 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池 田 徹 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社SYSKENの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月18日

株式会社 S Y S K E N 監査役会

常勤監査役 西 亮 至 ㊟

常勤監査役 尋 木 清 人 ㊟

監査役 福 田 稔 ㊟

(注) 常勤監査役 西 亮至、監査役 福田 稔は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上